トランス脂肪酸の情報開示に関する指針(案)について

日本生活協同組合連合会 組織推進本部 安全政策推進室 室長 鬼武 一夫

電話:03-5778-8109

1. 全体的な意見

トランス脂肪酸だけに焦点を当てるのではなく、総合的な栄養成分表示の検討が必要です。

表示の検討にあたっては、我が国におけるトランス脂肪酸摂取に関する継続的で詳細な調査とそれにもとづく健康影響評価が必要であると考えます。

また、トランス脂肪酸等栄養に関する社会の関心は高いことから、関係各方面 と協力し、リスクコミュニケーションを実施すべきであると考えます。

(理由)

トランス脂肪酸を含む脂肪の摂取による心疾患等のリスクについては、科学的 知見に基づき、現在、国際的レベルで、また国および地域レベルにおいて、食事 指導や食品中のトランス脂肪酸の低減を含め、様々な措置が講じられています。

トランス脂肪酸の表示に関しては、2010年5月、コーデックス食品表示部会で、 栄養表示ガイドライン改訂案が議論された際に、義務表示にはトランス脂肪酸を 加えないことが結論付けられました。脚注の扱いで「トランス脂肪酸の摂取量が 公衆衛生上の問題となっている加盟国は、栄養表示においてトランス脂肪酸の表 示を検討すべきである」と付記されました。

現在、トランス脂肪酸の表示を義務付けている国では、表示のみならず、トランス脂肪酸を含む脂肪摂取に関する健康リスクの評価を行い、食事指導を含め、様々な施策が行われています。トランス脂肪酸に限っても、疫学研究を含む様々な試験・研究・評価、国民各層における摂取量の調査、食品中の含有量の分析等を行った上で、事業者に食品中のトランス脂肪酸を低減するよう促す等、広範囲の取り組みが行われています。

貴庁が今回の指針(案)を検討しているのは、国民の健康リスクを低減させる 施策のひとつであると思われますが、指針(案)では、わが国におけるトランス 脂肪酸摂取にかかわる健康上の問題の深刻さを納得させる説明がないままに、事 業者に情報開示を期待しており、唐突感があります。

消費者庁は、コーデックスの栄養表示ガイドラインに基づき、わが国におけるトランス脂肪酸の摂取量が公衆衛生上の問題となっているかどうかの見解を示すべきではないでしょうか。その上で問題と判断される場合に表示の必要性を検討すべきであると考えます。

トランス脂肪酸の自主的表示を進めること自体に異議を唱える訳ではありませ

んが、現在の食品表示制度が直面している様々な問題・課題の中で、トランス脂肪酸の表示が優先的に取り組むべき事柄であるのかが疑問です。

栄養成分表示の中で示すべき重要な情報は、エネルギー・たんぱく質・脂質・炭水化物・ナトリウムの基本 5 項目の値と、食事の三大栄養素であるたんぱく質・脂質・炭水化物のエネルギーバランスであると考えます。トランス脂肪酸の健康影響を懸念する声がありますが、トランス脂肪酸だけを低減すればよいということではなく、総脂質や飽和脂肪酸の摂取量とあわせて考えるべきです。

この間、消費者庁がトランス脂肪酸に関して取り組んできたことに多くの国民が高い関心を寄せています。したがって、この問題に関連する食品安全委員会、厚生労働省および農林水産省などと共同で、関係者との広範なリスクコミュニケーションを行うべきと考えます。

2. 指針案についての個別意見

(1) 「2008 年WHO報告書」からは、脂肪酸全体の課題を読みとるべきであり、トランス脂肪酸の表示のみが重要とは読み取れないと考えます。

この報告書は、脂肪酸全体について扱ったものであり、トランス脂肪酸のみに特化して議論を行ったものではありません。この報告書には、「専門家は、『トランス脂肪酸の平均摂取量は総エネルギー摂取量の1%未満にすべき』との(WHOの)勧告は、摂取量の分布を考慮に入れていないという事実に照らして改訂する必要があると認識している。」また、「このことは、食品供給から部分水添油脂(トランス脂肪酸の生成をもたらす:日本生協連注)を除去する必要が出てくる可能性が十分ある。」と報告されています。この記述は、目標値の設定等の施策には、摂取量の分布に関する正確な情報を得る必要があること、およびトランス脂肪酸の問題は表示だけで解決される問題ではないことを指摘しています。

(2) 日本人のトランス脂肪酸摂取量の詳細な調査と健康影響評価が必要です。

指針(案)では「若年層や女性などに摂取量が総エネルギー摂取量 1%を超える集団があるとの報告もある」としています。この「報告」に示された事実を否定するものでありませんが、緊急でリスク管理措置を取る場合を除いて、可能な限り科学的で体系的な評価に基づいた措置をとる必要があると考えます。WHO 報告書にもあるように、摂取量の分布に関する正確な情報が必要ですが、この「報告」がそのような条件を満たしているのかどうかが不明です。

(3) 食品事業者の自主的な取り組みを進めるためには、表示の重要性や今後の方向等を明確にする必要があります。あわせて、対象事業者の範囲も検討すべきと考えます。

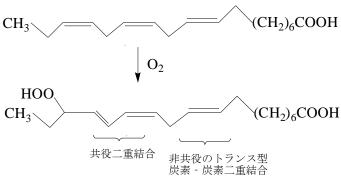
今回は、事業者の自主的な表示を進めることとなっていますが、取り組みを拡大するには、トランス脂肪酸の表示がなぜ重要なのか、どのように様々な面で役立つのか、一定の期間経過後は自主的表示が強制表示になるのかなどについての説明が必要です。

今回は、主に加工食品の製造者・販売者を対象としていると考えますが、トランス脂肪酸による健康リスクの低減を包括的に図っていくのであれば、摂取量・摂取源の評価によって、必要に応じて、外食やテイクアウトなどへの適用も検討すべきと考えます。

(4) 「トランス脂肪酸の定義」はコーデックスのものと異なっています。確認が必要だと考えます。

指針(案)には「『トランス脂肪酸』とは、共役二重結合がなく、少なくとも一つのメチレン基によって離されたトランス型の炭素一炭素二重結合がある不飽和脂肪酸のすべての幾何異性体をいう(コーデックス委員会において採択された定義)」と記述されています。農水省のトランス脂肪酸のウェブサイトでもこのように記述されていますが、コーデックス委員会の栄養表示のガイドライン(CAC/GL 2-1985)の定義を正しく反映していないと考えます。

コーデックスの定義は、「トランス脂肪酸とは、少なくとも1個のメチレン基で隔てられている、非共役で、トランス配置の炭素一炭素二重結合を持つ単価不飽和脂肪酸及び多価不飽和脂肪酸の全ての幾何異性体」と解釈されます。したがって、共役していないトランス型の炭素一炭素二重結合を持つ脂肪酸は他の部分構造として共役二重結合があっても、トランス脂肪酸になります。たとえば、炭素一炭素二重結合を3個有するリノレン酸や4個有するアラキドン酸の末端の二重結合がトランス配置となり、その後にこれらの脂肪酸が自動酸化(過酸化)を受けると、非共役のトランス型炭素一炭素二重結合とともに、共役二重結合も持つ化合物に変化します(図参照)。このような化合物もコーデックスの定義ではトランス脂肪酸になりますが、貴庁の定義ではトランス脂肪酸に該当しないことになります。国際規格と異なる定義をするのであれば、その理由を示していただきたいと思います。



15-Hydroperoxy-9, 12,14-octadecatrienoic acid

(5) 「0 g表示」の根拠を示すことと、脂質の 0 g表示の考え方と異なる点については説明が必要だと考えます。

トランス脂肪酸の含有量が食品 100g 当たり 0.3g 未満である場合には、0 (ゼロ) g と表示できる根拠を示してください。海外では 100g ではなく 1 食当たり 0.2 または 0.5g を基準に設定している国がありますが、これと同様にしなかった理由を説明してください。

脂質では 100 g 当たりの量が 0.5 g 未満であれば 0 g と表示できます。トランス脂肪酸が 0.3 g 以上含有されていれば 0 g と表示できないということになれば、「脂質は 0 g でトランス脂肪酸 0.4 g」という表示が可となるのでしょうか。

(6) 「トランス脂肪酸の分析方法」について、さらに詳細な説明が必要だと考えます。 分析方法によって適用できる食品や検出可能なトランス脂肪酸の種類が異なる ようですが、指針(案)の4ページに示されたように AOCS Celh-05 は植物性油脂 及び非反すう動物由来の油脂の直接分析、AOAC 996.06 は加工食品に適したもの であると判断しているのでしょうか。また、民間レベルでは示された2つの分析方法をどのようにすれば入手することが可能でしょうか。

2つの試験法は、現段階ではいずれも英文でしか入手できないと思います。英文でしか入手できない方法に基づいて分析せよというのは、一般事業者には困難と予測されますので、分析方法の詳細を記載するようにお願いします。また、標準物質の入手等についての説明がないのは不親切ですので、あわせて記載してください。

(7) トランス脂肪酸は枠外表示でなく、枠内で脂質の直下に表示すべきと考えます。

指針(案)では、トランス脂肪酸の表示箇所を栄養成分表示の枠外としていますが、これではトランス脂肪酸の多寡のみが脂質の量と切り離して捉えられ、消費者の栄養成分表示の適切な読み取りを妨げることになると考えます。任意表示であるとしても、トランス脂肪酸は飽和脂肪酸とともに脂質の直下に表示すべきと考えます。これらに加えて不飽和脂肪酸を表示する場合も同様です。

指針(案)では、トランス脂肪酸の分析法および強調表示基準もあわせて設定 しており、厚生労働省通知の枠内記載事項の要件を満たすものと考えます。

以下、表示例を図示します。

①基本項目とトランス脂肪酸を表示する場合 【現行のルールと 貴庁指針案に則った表示例】

【弊会が望ましいと考える表示例】

工	ネ	ル	ギ	Ţ	35	kcal
た	λ	ぱ	<	質	0.2	g
脂				質	3.8	g
炭	水		化	物	0	g
ナ	1	IJ	ウ	A	43	mg
飽	和	脂	肪	酸	0.7	g
コ	レス	テ	ロー	・ル	0	mg
<u>۲</u>	ラン	ス	脂肪	酸	0.6	g

エ	ネ	ル	ギ	Ţ	35	kcal
た	λ	ぱ	<	質	0.2	g
脂				質	3.8	g
飽	和	脂	肪	酸	0.7	g
1	ラン	ノス	脂肪	う 酸	0.6	g
炭	水	1	'Ľ	物	0	g
ナ	1	リ	ウ	A	43	mg
コし	ノス	テリ	п —	ルル	0	mg

② 上記①に加えて不飽和脂肪酸を表示する場合 【現行のルールと

貴庁指針案に則った表示例】

エ	ネ	ル	ギ	Ţ	35	kcal
た	λ	ぱ	<	質	0.2	g
脂				質	3.8	g
炭	水		化	物	0	g
ナ	7	IJ	ウ	L	43	mg
飽	和	脂	肪	酸	0.7	g
コ	レス	テ	口 —	ール	0	mg
不	飽	和 脂	前肪	酸	3.1	g
<u> </u>	ラン	′ス	脂肪	前酸	0.6	g

【弊会が望ましいと考える表示例】

工	ネ	ル	ギ	<u></u>	35	kcal
た	λ	ぱ	<	質	0.2	g
脂				質	3.8	g
飽	和	脂	肪	酸	0.7	g
不	飽	和脂	訪	酸	3.1	g
	トラ	ンス	脂肪	〕酸	0.6	g
炭	水	1	Ł	物	0	g
ナ	1	リ	ウ	L	43	mg
コレ	ス	テロ	1 —	ル	0	mg

(8) 分析方法の表示は不要だと考えます。

トランス脂肪酸の表示では、分析方法を表示するとしていますが、他の栄養成分

で分析方法の表示が求められている項目はありません。

分析値の根拠については、行政等から問われた場合に事業者が提示できればよく、 分析方法を製品に表示する必要はないと考えます。仮に「AOCS Ce1h-05」等と書か れていても、消費者にとってこれが何を意味しているのかわかりません。

もし、どうしても分析方法の表示が必要と考えるのなら、どの部分にどのように 表示することが望ましいと考えるのか、具体例を示してください。

以上